

総 括 調 査 票

| | | | | | | | |
|-------|--------------------|----|------------------------------|---|--|--------------|---------|
| 調査事案名 | (24) 燃料油価格激変緩和対策事業 | | 調査対象 予算額 | 令和3年度（補正後）：447,262百万円（一般予備費、エネ特予備費使用額等含む。） 令和4年度：277,435百万円（一般予備費使用額） （参考 令和4年度：1,165,503百万円（第1号補正予算額）） | | | |
| 府省名 | 経済産業省 | 会計 | 一般会計及びエネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） | 項 | 燃料安定供給対策費 | 調査主体 | 共同 |
| 組織 | — | | | 目 | 燃料油価格激変緩和強化対策事業費補助金（一般） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（エネ特） | 取りまとめ 財務局 | （関東財務局） |

①調査事案の概要

【事案の概要】

本事業は、長引く原油価格の高騰が経済回復の足かせとなり、国民生活や経済活動への悪影響を防ぐことを目的として、ガソリン価格が一定の水準を超えた際に、元売事業者などに価格抑制の原資を補助金として支給し、ガソリンなどの燃料油の卸価格抑制を通じて、小売価格急騰の抑制を図るものである。

（エネ特事業の目的）

石油製品の低廉かつ安定的な供給。

（一般会計事業の目的）

原油価格の急激な上昇による国民生活や事業者の事業継続等への影響の緩和。

主な補助要件(令和4年5月時点)

○対象となる業者

- ・石油精製業者及び輸入業者

○対象となる油種

- ・ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料（令和4年4月28日以降追加）

○補助内容

- ・前週の小売価格、卸価格の変動見込み額（前週と前々週の小売原油コストの差額※¹）、及び前週の支給単価を足し合わせた額を予測価格として算出した上で、予測価格から発動基準価格168円を差し引いた額を支給（補助上限額35円を超過する分については1/2を支援）※²

※1. 小売原油コストは日本経済新聞に掲載されているドバイ原油価格により算出

※2. 補助上限額について、制度開始直後は5円、令和4年3月10日以降は25円、4月28日以降は35円とするなど制度を見直してきている

事業の流れ、補助率



②調査の視点

1. ガソリン販売価格への補助金の実際の影響

- 本補助金がガソリン販売価格に転嫁され、抑制されているか。

2. 事務局調査の実態

- 事務局による価格調査や訪問調査は、実効性のあるものになっているか。

3. 本補助金による価格抑制効果（試算）

- 補助金によるガソリン価格抑制効果について、定量的な測定を行う。

【調査対象年度】

令和3年度～4年度（7月まで）

【調査対象先数】

- ・サービスステーション（SS）：294先
- ・事務局：1先
- ・コールセンター：1先

総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

③調査結果及びその分析

1. ガソリン販売価格への補助金の実際の影響

- 小売事業者（SS・計294事業者）に対し、ガソリンの販売価格の決定方法等について、書面及び聞き取り調査を行い、補助金の販売価格への影響について、実態を調査した。

（小売価格と補助金【表1、2】）

- SSの店頭でのガソリン販売価格について
- ・ 約2割（36SS）が補助金全額分抑制できていない
 - ・ 約3割（49SS）が補助金全額分抑制できているか分からない、との回答であった。
- 補助金全額分を販売価格に転嫁していない理由としては、
- ・ 約8割（64SS）から近隣店舗の市況を見て判断したとの回答があったほか、
 - ・ 約5割（41SS）から過去の価格変動による転嫁不足が生じていた、小売価格の急激な変動を避けるため、複数週に分けて卸売価格の変動を反映させたとの回答があった。

- なお、SSにおける在庫管理について確認したところ、在庫の仕入価格を販売価格に随時反映していると回答したSSは約6割（95SS）であった。【表3】
販売価格は近隣店舗の市況等を加味するため在庫ごとに仕入価格をそのまま販売価格に反映しているわけではないとの回答もあった。

【表1】補助金で小売価格がどの程度抑制されているか

| | 回答数 | (割合) |
|-----------------|-----|---------|
| ①補助金全額分抑制されている | 70 | (45.2%) |
| ②補助金全額は抑制されていない | 36 | (23.2%) |
| ③分からない | 49 | (31.6%) |

n=155（未回答2先除く）

【表2】補助金全額分を販売価格に転嫁できなかった理由

| | 回答数 |
|--|-----|
| ①近隣店舗の市況を見て判断したため | 64 |
| ②過去の価格変動による転嫁不足が生じていたため | 21 |
| ③小売価格の急激な変動を避けるため、複数週に分けて卸売価格の変動を反映させたため | 20 |
| ④卸売価格に補助金がいくら反映されているか知らないため | 15 |
| ⑤卸売価格時点で補助金全額が反映されていなかったため | 12 |
| ⑥その他 | 7 |
| ⑦将来の需要見込みを考慮して | 6 |
| ⑧自社の利益(赤字補填等)に充てたため | 2 |
| ⑨販管費(人件費や設備投資費等)に充てたため | 0 |

【表1】で②及び③と回答した85先を対象（複数選択可）

【表3】在庫の仕入価格ごとに販売価格を分けて管理しているか

| | 回答数 | (割合) |
|----------------|-----|---------|
| ①販売価格に随時反映している | 95 | (60.5%) |
| ②反映していない | 62 | (39.5%) |

n=157

総 括 調 査 票

調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

③調査結果及びその分析

2. 事務局調査の実態

- 毎週の小売価格の状況については、本事業の事務局が調査を実施することとされているところ、その実態について、事務局及びSSの双方の調査を行った。

(調査の実施状況)

- 事務局からSSに対して、毎週電話による価格の聞き取り調査を行い、うち、対前週からの価格上昇の大きいSSについては、訪問調査を実施している。【表4】
- SSに対して、訪問調査の実施状況について確認したところ、「調査を受けたことがある」と回答した先は全体の約1割程度となっており、事務局からの聞き取り内容とおおむね一致した。【表5】

(調査実態)

- 訪問調査の内容について、事務局に確認したところ、実際の店頭価格の確認、店頭価格がなぜ上がっているか及び本事業は効果があったか実感しているかの確認にとどまっていた。また、訪問する調査員については、事務局からの再委託先である人材派遣会社が採用した者とされ、特に調査事務への従事歴や専門知識等を踏まえて採用されているわけではなかった。
- 事務局へのヒアリングの際の回答と、SSへのヒアリングにより把握した内容との間にも齟齬が見られた。「訪問調査を受けた」と回答したSSに対してヒアリングを実施したところ、価格を聞き取り、看板の写真を撮影するだけの価格調査と変わらなかったという回答が大半を占めた。【表6】
- また、事務局によれば、訪問調査を行った先について、その後の価格がどのように推移しているか、特段のフォローを行っているわけではないとのことであった。

(訪問調査先のその後の状況)

- 事務局に対して、訪問調査を受けたSSのうちガソリン価格に1週間で10円以上の差が発生していたSS（令和4年3～4月で368SS）について、訪問調査を受けた後のSSのガソリン価格動向を確認したところ、全国ガソリン平均価格※は抑制されている中でも、個社別に見るとガソリン価格が高止まりしたままのSSが26確認され、補助金による狙いが十分に発現していないだけでなく、小売価格はSSが独自に決められるものであるものの、補助金がSSの経営改善に実質的に使われていると見られる事例もある。

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁が毎週実施）

【表4】電話による価格調査実施状況（頻度含む）

| | 回答数 | (割合) |
|------------------|-----|---------|
| ①受けたことがある | 111 | (70.7%) |
| 調査を受ける頻度はどのくらいか※ | | |
| (1)週に1回程度 | 65 | (58.6%) |
| (2)2週間に1回程度 | 23 | (20.7%) |
| (3)月に1回程度 | 20 | (18.0%) |
| (4)2～4か月に1回程度 | 3 | (2.7%) |
| ②受けたことはない | 46 | (29.3%) |

※欄については、①の回答数（111先）が母数 n=157

【表5】訪問調査を受けたことがあるか

| | 回答数 | (割合) |
|-----------|-----|---------|
| ①受けたことがある | 16 | (10.2%) |
| ②受けたことはない | 141 | (89.8%) |

n=157

【表6】訪問調査で何を聞かれたか

| | 回答数 |
|--------------------------|-----|
| ①油種ごとの価格の聞き取りや看板の写真撮影 | 12 |
| ②補助金が入って販売価格への影響や効果があったか | 4 |
| ③回答なし | 3 |

【表5】で①と回答した16先を対象（複数回答可）

総 括 調 査 票

調査事業名 (24) 燃料油価格激変緩和対策事業

③調査結果及びその分析

3. 本補助金による価格抑制効果（試算）

- 資源エネルギー庁では、毎週のガソリン全国平均価格の予測価格（本補助金の支給がない場合の価格）と価格調査結果（実際の平均価格）を発表し、各週、補助金によってガソリン価格が予想価格よりどれだけ抑制されたか公表している。【図1】
- 補助金支給単価と抑制額の幅（予測価格と実際の平均価格との差額）を比較し、令和4年3～7月のガソリン販売実績量を基に、機械的に推計したところ、ガソリン分で、実際の抑制額が補助額を約110億円下回る結果となっている。【表7】
- 1. のSSへの調査では、補助金全額分を販売価格に転嫁できなかった理由として、約8割から近隣店舗の市況を見て判断したためなどの回答がなされており、ガソリン販売価格に補助金の全額が反映されていない可能性がある。

【図1】 ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果



【表7】 令和4年3～7月補助支給額と抑制額の関係（単位：百万円）

| | 補助金額（支給単価） | 抑制額（抑制単価） | 乖離額 |
|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 2022/3/1～3/2 | 1,177 (5.0円) | 1,271 (5.4円) | ▲94 |
| 2022/3/3～3/9 | 4,119 (5.0円) | 5,025 (6.1円) | ▲906 |
| 2022/3/10～3/16 | 14,582 (17.7円) | 11,945 (14.5円) | 2,636 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 3月合計 | 58,739 | 53,949 | 4,790 |
| 4月合計 | 83,354 | 83,024 | 330 |
| 5月合計 | 124,928 | 120,698 | 4,230 |
| 6月合計 | 137,678 | 137,503 | 175 |
| 7月合計 | 153,013 | 151,492 | 1,522 |
| 3～7月合計 | 557,713 | 546,666 | 11,047 |

※1. ガソリン販売量については、3月販売実績量3,648百万L/月、4月販売実績量3,535百万L/月、5月販売実績量3,622百万L/月、6月販売実績量3,508百万L/月、7月販売実績量3,998百万L/月（3～7月全て元売事業者の概算払い請求における合計販売量）をそれぞれ日割りして使用。
 ※2. 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計、乖離額は合致しないものがある。

④今後の改善点・検討の方向性

- 事務局によるSSに対する調査が抑止力としての効果を十分に発揮していないことが考えられることから、訪問調査の実施内容等について見直すとともに、本補助金の趣旨について改めてSSに対し周知徹底を行い、補助金全額の販売価格への転嫁を促すべきである。